

委員会提出第4号議案

神奈川県議会会議規則の一部を改正する規則

神奈川県議会会議規則（昭和31年神奈川県議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第53条第1項中「すべて」を「全て」に、「自席又は質問者席」を「議席」に改める。

第128条の次に次の1条を加える。

（議事に必要な範囲を超えた情報通信機器の使用の禁止）

第128条の2 議事中は、議事に必要な範囲を超えて情報通信機器を使用してはならない。

第143条を第144条とし、第10章中同条の前に次の1条を加える。

（配布に代わる措置）

第143条 第12条第2項、第23条、第42条第2項、第81条第2項（第83条第4項において準用する場合を含む。）及び第108条第1項の規定にかかわらず、議長は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により議員が議案、議事日程、議案の修正案、答弁書及び請願文書表を閲覧できる状態に置く措置であつて、議長が定めるものを講ずることをもつて、これら文書の配布に代えることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（提案理由）

議会改革及び議会ICTの取組として、対面演壇の設置、会議における情報通信機器の持込み及び使用、会議資料の電子化を本格実施することに伴い、所要の改正をしたいので提案するものであります。